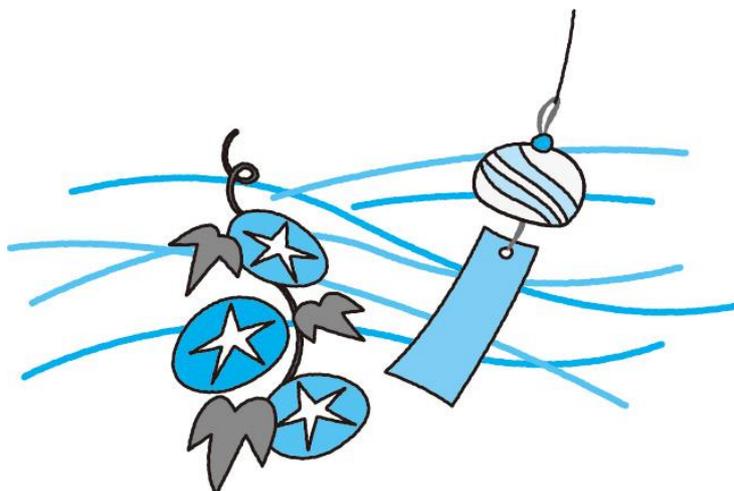


東京社保協第3回常任幹事会・資料集

2018年6月28日(木) 東京労働会館5階地評会議室



- 1～6 中央社保協第9回運営委員会報告
- 7～8 介護をよくする東京の会第5回事務局会議報告
- 9～14 生存権裁判を支える東京連絡会第11回総会議案
- 15 臨海部見学ツアーチラシ
- 16～18 立川市生活保護廃止自殺事件調査団と立川市の懇談資料
- 19～20 愛知県大府市・田原市の子ども国保税軽減策
- 21～22 2018年度と2017年度の国保料(税)比較表
- 23～25 自治体別子ども国保料(税)と減免に必要な金額一覧
- 26～31 中央社保学校案内
- 32 滞納処分対策全国会議さいたまシンポジウムチラシ
- 33 東京都特定整備路線連絡会の署名



2017年度中央社保協第9回運営委員会報告

日時 2018年6月6日（水）13時30分～17時

会場 日本医療労働会館会議室

I、山口事務局長からこの間の取り組みの報告を受け確認した。

- 5月 9日（水） 第8回運営委員会
国会行動
- 10日（木） いのち守る国民集会実行委員会準備会
自由法曹団懇談会
九州ブロック会議
- 11日（金） 介護・障害者部会
- 14日（月） 介護宣伝行動・「4」の日宣伝行動～ニュース参照
- 17日（木） 署名提出国会行動・院内集会～ニュース参照
「社会保障・社会福祉は国の責任で！」懇談会
- 19日（土） 高齢期運動連絡会総会
10・19総がかり行動国会前集会
雇用共同アクション国会前集会
全国保育団体連絡会40周年レセプション
- 22日（火） 消費税廃止各界連絡会宣伝行動
- 23日（水） 定例国会行動
全労連社保闘争本部
- 24日（木） 滞納処分全国会議事務局会議
介護集会実行委員会
- 25日（金） 17年度決算作業
いのちのとりで裁判全国アクション宣伝行動（高田馬場）
- 27日（日） 17年度決算作業
- 28日（月） 「社会保障・社会福祉は国の責任で！」共同行動事務局
会議
18年度第2回組織財政検討委員会～報告参照
- 30日（水） 第10回代表委員会
- 31日（木） 会計監査
香川県社保協総会
東海ブロック会議
いのち守る国民集会実行委員会
- 6月 1日（金） 全生連・辻さんを偲ぶ会
- 5日（火） オスプレイ横田基地配備反対集会
- 6日（水） 第9回運営委員会
国会行動

II、情勢の特徴について報告を受け討議で深めた。

モリカケ疑惑等国会は新たな文書も出てきて混迷の度合いをますます深め、働き方改悪法案、カジノ法案、TPP法案等をめぐり、会期末（6月20日）に向け会期延長が、小幅か、20日間（7月10日会期末）の延長か、取りざたされています。

6月1日、参議院本会議で、生活保護法の改悪を含めた「生活困窮者自立支援法等に関する一括改正法案」を、多くの反対意見を無視し生活保護利用者の実態を十分に審議することなく「採決」を強行。～全生連「抗議文」参照

働き方改悪法案は、参議院で趣旨説明後、6月7日委員会へ12日参考人質疑、13日公聴会（於：川越市）で強行か？

患者負担増をはじめとする「経済・財政再生計画」をめぐり動き～保団連資料等参照

III、以下の課題についての提案を受け、協議し確認した。

(1) 「社会保障制度の拡充を求める請願」署名推進について

1) 署名目標 社会保障拡充署名(25条署名)「100万筆早期突破」

～報告、ニュース参照

2) 当面の宣伝行動

① 「4」の日宣伝行動～相談活動も実施

6月14日(木) 12時～13時 巣鴨駅前

7月14日(土) 11時～13時 巣鴨地蔵通り商店街入口

(ロングラン宣伝予定)

※以下、毎月14日に計画

②消費税廃止各界連の消費税廃止24日宣伝行動。

奇数月(3・5・7・9・11)を基本に社保協・消費税廃止各界連との合同宣伝

6月22日(金)もしくは26日(月)

③「宣伝行動ゾーン(13-15日、23-25日)」の徹底

④25日行動(いのちのとりで全国アクション)への結集

毎月25日を基本に、「25日行動」を実施する。

6月の行動日、場所は調整中

(2) 当面する国会行動

1) 三者(社保協、国民大運動、安保破棄中央実行委)国会行動

国会延長の場合、総がかり行動の国会行動に結集し、20日間位の延長の場合(7月10日会期末)は、6月20日もしくは27日に国会前集会を実施予定。

2) 総がかり行動・憲法共同センターの国会行動

①「9条改憲NO!政治の腐敗と人権侵害を許さない!安倍政権の即時退陣を要求する6・10国会前行動」⇒最大限の結集を!

日時 2018年6月10日(日) 14:00～15:30

場所 国会正門前を中心に ※憲法共同センターは、南庭に集合

②森友・加計学園疑惑徹底追及！安倍内閣は総辞職を！国会前連続行動
日時 6月7日(木)、6月14日(木)、6月19日(火) 18:30～19:30
場所 国会議員会館前

3)「年金過少支給の真相究明を 6・14緊急院内集会」～チラシ参照

日時 6月14日(木) 14時～

場所 参議院議員会館講堂

※年金者組合、全厚生等から参加要請有り

※マスコミ・新聞報道「障害基礎年金の受給者約1000人余り
支給打ち切りか・・・」について事実関係を確認する緊急申し
入れ～全厚生資料参照

(3) 生活保護～いのちのとりでアクションの取り組み

①「生活困窮者自立支援法等に関する一括改正法案」採決強行～情勢参照

②緊急院内集会「生活保護基準の設定は如何にあるべきか」

6月7日(木) 16:30～19:00 衆議院第一議員会館大会議室

③裁判原告交流集会

6月30日(土) 14時～7月1日(日) 12時 熱海金城館

参加費 18000円(一泊二食 懇親会費用含む)

(4) 今秋に向けての「25条行動(仮)」の計画について

「社会保障・社会福祉は国の責任で！」学習・懇談会

同事務局会議(5月28日)

第1回実行委員会6月13日(水) 14時～16時 於：衆議院第2・第2会
議室 ～懇談会議題、総会議案参照

(5) 国民健康保険料調査について⇒6月末までに集約 ※計算シート参照

政令指定都市(20市)、中核都市(54市)、県庁所在地の保険料を中央
社保協で集約し、比較表を作成します。

※計算方式には3つあります。

①3方式・・・所得割+均等割+平等割

②2方式・・・所得割+均等割

③4方式・・・資産割+所得割+均等割+平等割

都市部は①

郡部は③です。

②は少ないと思いますが、埼玉県は確か全て②にしているかと思っています。

使い方は、まず、使う基本形をコピーし、自治体名をいれ、料率と金額だけ入れてください。あとは自動計算します。

例として大阪府内の政令市の大阪市、中核市の東大阪市、堺市は2018年度国保料が決定しているののでいれています。いずれも①の3方式です。③の資産割は、固定資産税×料率。一律にするために固定資産税50000円でいれています。

(6) 全国総会及び60周年企画について

① 2018年度全国総会～連絡文書参照

ア、議案討議

第9回代表委員会（4月末） 素案討議

第8回運営委員会（5月9日）第1次案（素案修正）討議

第10回代表委員会（5月28日）第2次案討議

第9回運営委員会（6月6日）第3次案（第2次案修正）討議

第11回代表委員会（6月末）最終案討議

※総会前の運営委員会の開催については検討

※議案討議の各ブロック会議日程調整

5月10日 九州ブロック

5月31日 東海ブロック

6月11日 近畿ブロック

6月15日 北海道・東北ブロック会議

6月18日 中国ブロック

6月19日 四国ブロック

6月21日 北陸信越ブロック

イ、決算報告

ウ、18年度予算案

エ、役員体制⇒役員選出を現行の役員団体、社保協に要請

全ブロックからの運営委員選出

事務局次長（専従・全日本民医連） 前澤氏⇒是枝氏

会計監査 遠山氏（静岡社保協）⇒高田氏（岐阜社保協）

オ、内容・スケジュール案

議長（沢野）（阿部）

10時30分 開会あいさつ（住江）

学習講演「社会保障予算の確保と税制改革（仮）」

浦野広明税理士（50分講演 10分質疑）

11時30分 2018年度運動方針（案）提案（山口）

12時10分 2017年度決算報告（寺川）

会計監査報告（遠山～静岡県社保協）

2018年度予算（案）提案（寺川）

12時30分 昼食休憩（各自）

13時20分 質疑・討論（150分～6分×25人 休憩10分）

16時00分 討論のまとめ（山口）

10分 議案承認

2018年度役員承認・紹介（名嘉）

新・旧役員代表あいさつ

総会アピール提案（山本）

25分 閉会あいさつ（ ）⇒代表委員

30分 終了・解散

※交流会（新旧役員懇親会）を計画～会費制、2時間

②60周年記念行事を全国総会等の全国会議、集会の開催と同時に計画します。

2019年2月の全国代表者会議（案・2019年2月6日）の日程で検討する

③社会保障誌の60周年特集号を発行

2019新春号（2019年1月10日発行予定）で予定。

(7) その他

①第46回中央社保学校～チラシ、宿泊、フィールドワーク案内完成

8日に地元滋賀県の主な団体を要請

2日目の地元シンポジウム企画の検討

②滞納処分対策全国会議「さいたまシンポジウム」～チラシ参照

昨年の前橋シンポジウムに続いて、今年はいちまた市で計画されます。

さいたま市の滞納・差押の状況把握と意見交換、自治体への申し入れを計画。埼玉社保協は、すでに埼玉の反貧困ネットワークとの連携し参加を表明しています。さいたま市社保協の荒川会長が事例報告を行います。

・日時 7月8日（日） 13時半～17時

9日（月） 午前中にさいたま市申し入れ

・場所 埼玉共済会館

・内容 埼玉から現地報告（小林弁護士）

被害実態報告（荒川さいたま市社保協会長・浦和民商）

滞納処分の基礎知識（角谷税理士）

特別報告「前橋地裁判決を踏まえた被害救済の実務」

（吉野弁護士）

質疑応答、会場発言

IV. 各県・団体報告（略）

VI. 以下の当面の主な日程を確認し、参加をよびかけた。

6月 7日（木） 保団連・マスコミ懇談会

いのとりアクション「生活保護緊急院内集会」

8日（金） 第46回中央社保学校現地（滋賀県）への要請行動

11日（月） 近畿ブロック会議

高齢期運動連絡会との懇談

13日（水） 10・25行動（仮）実行委員会

14日（木） 社会保障拡充・「4」の日宣伝行動

年金院内集会

15日（金） 社会保障誌編集委員会

東退連 春の学習会

北海道・東北ブロック会議

18日（月） 中国ブロック会議

- 19日（火） 四国ブロック会議
- 20日（水） 地域医療運動全国交流集会
- 22日（金） 北信越ブロック会議
- 23日（土） 神奈川県社保協総会
- 26日（火） いのち守る国民集会実行委員会
- 29日（水） 第11回代表委員会
- 7月 4日（水） 第62回中央社保協総会

最後に 2018年度運営委員会開催日程（案）：第1水曜日基本を確認した。

第1回 8月 1日（水） 13時～ 日本医療労働会館会議室予定

第2回 9月12日（水） ※以下、時間、場所は同じで予定

※中央社保学校開催のため第2水曜日に予定

第3回 10月 3日

第4回 11月 7日

第5回 12月 5日

第6回 1月 9日

※1月は年始のため第2水曜に開催

※2月は全国代表者会議を予定

第7回 3月 6日

第8回 4月 3日

第9回 5月 8日

※5月は、大型連休のため第2水曜日に開催

第10回 6月5日

※7月は全国総会を予定

「介護をよくする東京の会」第9期 第5回事務局会議報告

日時：2018年6月22日（金）14：00～ 会場：東京自治労連会議室

出席：久保（地評）、中村（医労連）、及川（民医連）、相川（社保協）、森永（全国ヘルパー）
西銘（医労連）横田（福保労）、岡村（年金者組合）、杉山（東京自治労連） 下線欠席

<報告事項>

1、第4回事務局会議報告を確認した。

2、情勢報告

＊福祉用具レンタル価格上限設定7月から実施

＊豊島区選択的介護モデル事業実施要綱資料報告

3、各団体等の報告

・民医連の第7期介護保険事業計画の対応方針を文書で確認した。

・世田谷区の第7期介護保険事業計画の報告資料を確認した。

4、協議事項

1) 7月29日の「介護学習会」の内容について検討を行った。なお、指定発言は山岸市議
と民医連からの報告とし、あとはフロアー発言を組織していくことにした。

2) 引き続き、地域の総合事業などの状況をつかんでいくことを確認した。

3) 今後の日程を確認した。

7月14日（土） 巣鴨地蔵通り入口 11時～13時

11月18日（日） 介護全国集会 10時半～ 明治大学リバティータワー
講演、林泰則（全民本民医連・事務局次長）
横山壽一（仏教大学教授）

次回日程：7月13日（金）10：30～ 東京労働会館4階・自治労連会議室

介護学習交流集会

日時

2018年7月29日(日)
13:00~16:30



会場

東京労働会館7階 ラパスホール

内容

①講演13:00~15:00

資料代500円

<講演テーマ(仮)>
介護保険をめぐる情勢
と「地域共生社会」



芝田英昭氏
(立教大学教授)

②地域・現場からの報告と交流
15:00~16:30



(会場地図)

介護をよくする東京の会

連絡先 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館6階(東京社保協内)
電話03-5395-3165 FAX03-3846-6823

生存権裁判を支える東京連絡会第11回総会・議案

1. はじめに

国民生活破壊の安倍暴走政治は、ますます悪政を加速させています。安倍首相は、「働き方改革」「全世代型社会保障改革」など聞こえのいいスローガンを連発しながら、大企業への減税や規制緩和をすすめて、大企業の内部留保は400兆円を超え、さらに、大企業の儲けを上積みするための残業代ゼロや長時間労働を強要しています。

その政治姿勢は、2018年度予算にも大きく反映され、政権発足以来6年連続で「軍事費」が増額される一方、社会保障費の自然増抑制策が国民の生活実態を顧みずに強行しています。

森友、加計、自衛隊イラク派遣日報問題やセクハラ問題も含む疑惑と不祥事にまみれながら、その疑惑に応える説明責任も果たすことなく、法案を強行し、9条改憲に執念を見せています。国会審議の軽視は国民を軽視していることです。

内閣の暴走に対して国会内では、野党共闘がすすみ、復興加速四法案、原発ゼロ法案、子どもの生活底上げ法案など政策課題でも発展しています。

政治を変え、要求を実現するうえで、これまで以上に市民と野党の共闘の発展が求められる時です。怒りを組織して、今こそ安倍政権を倒すときです。来年は、統一地方選挙と参議院選挙があり、ここで自公とその補完勢力を少数に追い込むことで、さらに大きな展望が見えてきます。広がる市民運動に共同し、地域からの要求をくみ上げ、社会保障拡充を求める運動を発展させましょう。

2. 情勢の特徴

(1) 安倍暴走政権による社会保障解体攻撃

安倍「憲法改悪」のねらいは9条改憲に焦点を当てていますが、同時に25条に連動していることをしっかりと押さえていくことが重要です。軍事費の予算確保のために、予算額の大きい社会保障が狙われているのです。

25条は、第一項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記し、第二項では、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。国民が人間らしく生きていく権利（生存権）を守り、発展させていく責任が「国」（政府・自治体）にあるということです。

その社会保障の基本理念を「解体」し、事実上の「25条」の改憲が加速しています。安倍政権は、2012年に「社会保障制度改革推進法」、2013年に「社会保障制度改革プログラム法」を成立させ、社会保障制度の基本的な考え方を第1に「自助・共助及び公助が最も

適切に組みあわされるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じて、その実現を支援していくこと」を強調、助け合いの思想で社会保障を組み立て直すとし、第2に「給付の重点化と効率化で負担の増大を抑制し、持続可能なものとする」、第3に国民の負担（保険料）の適正化」、第4に「主要な財源には消費税を充てる」としました。

それにより、消費税増税を伴う社会保障予算削減の制度改悪が強行されてきたのであり、明白な「憲法違反」、25条の理念をなくしてしまうものです。

医療・介護、生活保護などの社会保障予算は、今回も「自然増」分（概算要求時に6300億円）の内1300億円が削減されました。安倍政権の6年間で「自然増」分の削減額は累計で1兆6000億円にも達します。とりわけ、2018年10月から3年かけて160億円削減しようとしています。母子加算や0～2歳児の児童養育加算削減など、さらなる削減を打ち出しています。

また総選挙で公約とした「幼児教育・保育無償化」「大学学費の負担軽減」などは、消費税増税を予定する2019年度以降に先送りし、文教予算を4年連続でマイナスとしています。「子育て応援」のうたい文句とは逆さまに、教育と子育てに冷たく、「貧困の連鎖」を助長させる予算といえるものです。

その上、中小企業対策費や農林水産予算、地方交付税なども軒並み削減されており、「地方創生」どころか地域経済の疲弊を加速させるものとなっています。

（２） 権利としての生活保護を侵害

生活保護法改悪を含む「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」が6月1日、参院本会議で可決・成立しました。この改定案には生活保護利用者の人権を侵害する規定が入っていると日本共産党、希望の会（自由・社民）、沖縄の風も反対しました。

具体的には、①生活保護利用者のみ以後発医薬品使用を原則化する、②『払いすぎた』生活保護費の返還について、不正受給と同等の徴収規定を設けた、③無料低額宿泊所を生活保護の恒久的な受け皿に変更することの3点で人権を侵害しています。

（３） 生活保護捕捉率

生活保護基準以下の所得（収入から税、社会保険料などを差し引いたもの）で暮らす世帯が2016年は705万世帯あり、そのうち実際に生活保護を利用していた世帯は22.9%（161万世帯）しかいないことを厚生労働省が公表（推計値）しました。同推計の公表は2010年以来で安倍政権では初めて、5月29日の参院厚生労働委員会に提出されました。格差と貧困が広がるもと、国民の暮らしを守る最後のセーフティーネットの周知徹底と利用しやすくするための制度改善が大きな課題であることを改めて裏付けました。

推計は、2016年の国民生活基礎調査のデータをもとに行われたもので、2007年の同調査を利用した前回（2010年公表）との比較では、利用率は上昇していますが、2013年からの基準引き下げによって、2013年7月以前であれば基準以下の所得の世帯が基準を超える世帯になって生活保護利用対象から外れたにもかかわらず、保護世帯が増加しているのは急速に低所得世帯が増加している事を示しています。

(4) 「骨太方針2018」を閣議決定

安倍内閣は、6月15日に「来年度予算編成に向けて「経済財政運営と改革の基本方針」(骨太の方針)を閣議決定しました。

来年10月からの消費税率の10%への引き上げを明記するとともに、「財政健全化」を口実に社会保障費の大幅カット方針の続行・強化を盛り込むなど、暮らし直撃の重大な内容です。

政権復帰後6度目の「骨太の方針」は2019年10月から消費税率アップを実行する姿勢を鮮明にしました。2014年4月の消費税率8%への引き上げで国民に負担を強い、消費を冷え込ませ、経済を深刻に落ち込ませていることに対する反省が全くありません。

「財政健全化」には社会保障費の増加が「足かせ」になると決めつけ、大幅に削り込む方針を改めて打ち出しました。とくに「団塊の世代」が75歳になり始める2022年までに社会保障費増を抑える仕組みをつくるため2019～2021年度を「基盤強化期間」と位置付けたことは重大です。同期間に社会保障費の伸びを「高齢化」分しか認めないとタガをはめました。この間強行してきた「社会保障費の自然増分」を一律削減する路線の堅持・強化を表明したことに他なりません。

「骨太の方針」には、安全・安心の社会保障の解体ともいえる制度改悪の方向性が列挙されています。75歳以上の医療費窓口の本人負担の引き上げ、介護のケアプラン作成の有料化、介護の軽度者への生活支援サービスの切り捨てなどを容赦なく実行する構えです。

「骨太の方針」の「防衛力を大幅に強化」との記述は、社会保障への冷たさと比べ、あまりに対照的です。「骨太」と同時決定された「未来投資戦略」は大企業優遇策が山盛りになっています。政治の姿勢が根本的に間違っています。

2. 第10回総会以降の主なとりくみの経過

(1) 東京連絡会幹事会の開催

東京連絡会幹事会は、2017年1月24日、4月4日、6月9日、2018年1月30日、3月6日、4月24日、6月8日の7回行いました。会議では、団体・地域支える会の報告、弁護団から新たな裁判の状況、いのちの砦全国アクションの動きなどの情報交換を中心にすすめてきました。

(2) 第10回総会以降、生存権裁判終結までの取り組み

2005年から2016年まで、12年間たたかわれた生存権裁判は2016年11月1日の兵庫生存権裁判に対する最高裁の不当決定によって裁判としては終結しました。東京連絡会は、全国連絡会とともに取り組みに参加しました。

2016年

10月22日(土)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第10回総会

11月1日(火) 兵庫生存権裁判最高裁不当決定

11月7日(月)10:00～ 最高裁西門前抗議行動

11月29日(火)10:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
12月7日(水)10:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会

2017年

1月18日(水)15:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
1月24日(火)13:30～ 生存権裁判を支える東京連絡会第1回幹事会
2月13日(月)14:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会
2月27日(月)17:00～ 生存権裁判総括のための打合せ
4月20日(木)16:30～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会
5月12日(金)15:00～ 生存権裁判を支援する全国連絡会事務局会議
5月20日(土)13:30～ 生存権裁判を支援する全国連絡会第11回総会
7月27日(木)10:30～ 生存権裁判を支援する全国連絡会代表委員会(最後)

(3) 生存権裁判を支える東京連絡会の運動総括

1) 東京連絡会結成からの経過

生存権裁判を支える東京連絡会は、2007年2月17日に結成総会を行い、13都団体(民放労連、東京社保協、東京民医連、全国一般労組東京、全印総連東京、都教組、東京土建、東商連、都庁職衛生局支部、東京地評、東京自治労連、年金者組合都本部、都生連・順不同)は東京地評加盟労組と東京社保協加盟団体です。地域の支える会(連絡会)生活と健康を守る会は17地域(足立、荒川、大田、品川、板橋、江東、墨田、杉並、台東、豊島、新宿、渋谷、葛飾、町田、調布、青梅、府中・順不同)が参加しています。支える会のできなかった地域も守る会の単組が財政支援を続けました。

東京裁判は、13人(1人原告取消)が2007年2月に提訴、2008年6月に東京地裁の棄却判決が出され、提訴から5年後の2012年2月に最高裁で不当判決が出されました。(裁判の詳細は、都生連「生きること、たたかうこと」、東京弁護団の総括を参照してください)

裁判所に向けた署名は、地裁から最高裁まで累計で409,423筆(個人407,857筆、団体1,566筆)を集約しました。集会や宣伝・署名行動を行う際、元原告が先頭に立って参加し訴えました。また、地裁から最高裁まで、弁護団が提出した訴状や準備書面等の書面をすべて冊子として作成・普及し、原告側主張の正しさと国側主張の不当性を広めたことも大きな特徴です。

2016年2月から保護基準引き下げに対する不服審査請求の取り組みに合わせて、新たな裁判を視野に入れて連絡会・都生連・弁護団で「新裁判準備会」を持ち、原告の組織化をすすめました。

2) 生存権裁判を支援する全国連絡会との共同の取り組み

東京の裁判は進行が早く、全国で最初の最高裁不当判決が出され裁判としては終結しましたが、支援運動は力強く継続しながらたたかっています。新潟生存権裁判の控訴審は東京高裁だったので、高裁への要請行動や裁判傍聴には新潟の傍聴・要請団とともに共闘しました。

また、各地の生存権裁判が最高裁に係属し東京での要請行動等を行う場合での共同や44回行われた25日を中心とする全国連の署名・宣伝行動の中心となるなど奮闘しました。

3. 今後の運動の柱と当面の取り組み

(1) 新生存権裁判東京への支援

1) 提訴日行動の報告

5月14日(月)、39人の原告が東京地裁に提訴し、「新生存権裁判東京」がスタートしました。この新生存権裁判東京は、2013年8月から2015年4月の1年8か月間で、平均6.5%、最大10%の生活保護基準引き下げを、憲法違反として不服審査請求を経て提訴した原告と本来2013年年7月以前の保護費が支給されるはずだったものが減額されたことによって損害を被ったことに対する国家賠償を求める原告になります。



また、生活と健康を守る会会員だけでなく、地域の「支える会」に参加している方も原告として参加しています。

「新生存権裁判東京」の提訴で、全国29都道府県で行われている裁判の原告は1,000人を超え、歴史的なたたかひの幕が切って落とされました。

提訴日行動は、14日12時30分に東京地裁前に原告、弁護士、支援団体が50人を超えて参加し、田所弁護士(弁護団事務局長)の経過報告、京都の吉田弁護士による連帯あいさつ、原告団の紹介と決意、支援組織からの連帯あいさつ、入廷行進を行った後、1時30分司法記者クラブで弁護団とともに原告の八木明さん(91歳・調布市)、吉田喜美さん(89歳・墨田区)が記者会見に出席しました。八木さん・吉田さんは老齢加算取消訴訟「生存権裁判」の元原告、生存権を脅かす、国と自治体の横暴を許せないと今回も真っ先に原告になることを決意しました。2時30分から国会内で報告集会は90人を超える参加者で開催しました。6月末を目途に第2次提訴を準備します。

2) 当面の取り組み

- ①第2次提訴を6月末に予定しています。
- ②第1回口頭弁論前にマスコミ懇談を計画します。
- ③署名などの宣伝物を作成し、地域での宣伝行動を行います。
- ④原告団交流会を計画します。
- ⑤その他、裁判勝利に向けた取り組みをすすめます。

(2) いのちの砦裁判全国アクションとの連携

現在全国で行われている基準引き下げに対する違憲訴訟を支援するための全国組織「いのちの砦裁判全国アクション」が結成され、25日行動や全国の裁判の交流、院内集会などが取り組まれています。

東京連絡会としては、「いのちの砦裁判全国アクション」が提起する、宣伝行動や要請行動に積極的に参加します。

(3) 立川保護廃止自殺事件調査団に引き続き、参加します

引き続き調査団に参加して、事実関係を解明します。

(4) 東京連絡会の体制強化

- ① 幹事の体制を強化するため、新たな幹事を補充します。
- ② 原告団、弁護団との連携を強化します。
- ③ 加盟団体を増やすため、東京地評加盟労組や東京社保協加盟団体などへの働きかけを強めます。
- ④ 適宜幹事会を開催します。
- ⑤ 財政強化のため、協賛団体を募ります。

4. 幹事会役員体制の提案

※役員の確定していない団体・地域については総会後に補充をお願いします。

代表委員 都生連・水上昭三、東京地評・佐藤直哉、東京社保協・須田昭夫、
東京自治労連・椎橋みさ子、年金者組合都本部・芝宮忠美

事務局長 東京社保協・寺川慎二

事務局 東京地評・阿久津光、東京自治労連・杉山美恵子、
東京民医連・杉田大樹、都生連・篠崎勝幸

幹事 年金者組合都本部・()、東京地評・菊池友里、東京土建・木村潮人
地域幹事 足立・阿久津豊、品川・井上勝代、板橋・嶋邨^{しまむら}繁信、新宿・石黒之侘子
杉並・井上保、墨田・渡辺良、大田・()、渋谷・()、
豊島・()、台東・()、北区・山本泉、
荒川・() 葛飾・()、江東・()、調布・飯野久子
西多摩・()、町田・亀山茂雄、府中・蛭田雄三、立川・早川輝

※幹事会には原告の皆さん、弁護士が参加されています。

会計監査 東商連・水口彰

5. 会計報告・会計監査報告

別紙

進む2020オリンピック施設建設、不安抱えて豊洲
新市場オープン？ 無駄な大規模開発はないか・・・

臨海部見学 バスツアー

いま東京臨海部は、晴海選手村など2020オリンピック競技会場整備や豊洲新市場問題を巡って世論の関心を集めています。しかしオリ・パラ開催まであと2年、新市場開業まで3ヶ月に迫った今も問題は山積しています。またこれらの問題に目を奪われがちですが、不要・不急の大型クルーズ客船バースや大規模コンテナふ頭、臨海道路南北線などの建設計画も推進されています。

そこで臨海地域をつぶさに見学し、何が問題なのかを一緒に考えて頂くために、下記の通り開発現地見学バスツアーを企画しました。是非ご参加ください。

- ◆日 時 7月29日(日) ※雨天決行
午前9時受付開始 同9時30分出発
午後4時半ごろ解散予定
- ◆集合場所 東京メトロ有楽町線「豊洲駅」7番出口地上
(目印は青い「臨海都民連」の幟旗)
- ◆参加費 2,500円(バス代、資料代)
(昼食は各自負担、お台場の飲食店で)
- ◆募集人員 先着45名様
- ◆主な見学場所(予定) ⇒晴海オリンピック選手村建設現場⇒豊洲新市場⇒お台場トライアスロン会場⇒青海大型クルーズ客船ふ頭建設現場⇒海の森カヌー競技場⇒中防外大規模コンテナふ頭⇒東京港ゲートブリッジ⇒夢の島公園アーチェリー競技場等⇒辰巳水泳競技場(アクアティクスセンター)⇒豊洲駅
- ◆申し込み 市川隆夫 (携)090-1853-5505 (臨海都民連)
萩原純一 (携)080-6670-3336 (オリ・パラ都民の会)

主催：臨海部開発問題を考える都民連絡会

2020オリンピック・パラリンピックを考える都民の会

申入書

2018年6月14日

立川市福祉事務所長 吉野 晴彦 様

立川市生活保護廃止自殺事件調査団
共同代表 宇都宮 健 児
同 後 藤 道 夫

前略

2015年12月に立川市内で生活保護を受けていた方が、就労指導違反を理由とした保護停止、廃止処分を受け、直後に自殺される事件がおきた件で、本年1月16日には私たち調査団と担当部署職員の方々との丁寧な意見交換の機会を持っていただいたことはありがたく思っております。

この度は、下記2点を要請したく、本書面を差し上げます。

また最後に記載したとおり、この要請に関して懇談の機会を設けていただきたく、お願い申し上げます。

記

1 軽度障がい者の支援のあり方に関する研修会

その節、要請書を提出しましたが要請書の項目の中に、1) 職員研修の実施と、2) 人員体制の充実について、をお願いしました。

懇談の場でも指摘させていただきましたが、自殺された方が何らかの軽度の障がいを抱えていた可能性があるのではないかと認識しており、他者からは見えにくく障がいを抱えた方への支援のあり方が問われているように思います。私たち調査団の中でも生活保護利用者の相談を受ける中で、大変厳しい課題の中で生活せざるを得ない人々に出会っています。そのたびに新たな知見を得、解決に向けての新たな方法を得ることができることもあります。こうした体験や知見を私たちの共有物としていくことが大切なのではないかと感じています。とりわけ、外見からは障害がみえにくい軽度の障がい（知的障害、発達障害、精神障害）をかかえる方の困難を理解することは、特に重要だと感じています。

そこで、当事者に寄り添った支援をする立場から、軽度の障がいをかかえながら貧困状態にある方への支援のあり方について、路上生活者の支援や、日本で初めて路上生活者の精神疾患有病率を調査した森川すいめい医師を講師に招き、生活福祉課のケースワーカーと係長・課長の皆様にご参加いただき、また可能であれば私たちも参加させていただける研修会を開催することを要請いたします。森川医師には講師となることを既にご快諾いただいております、同医師も直面してきた困難事例の紹介などを通じた講義をご準備いただいております（所要2時間程度です。）。

このような課題への対応のあり方を、立川市の生活福祉課の皆様と、私たち民間の支援団体とで共有し、相互の研修としていくことで、双方がよりき

め細やかな支援と福祉行政が行えるのではないかと考えます。

二度と同様の事件が繰り返されることのないようにするためにも、研修開催を実現していただけるよう要請いたします。

2 生活保護停止・廃止処分の際の文書交付について

就労指導に対する違反を福祉事務所が認めたとしても、生活保護利用者にとって要保護状態にあることに変わりはありません。就労指導違反を理由とする生活保護の停止・廃止処分が、保護利用者にとってその生存すら危ぶまれる危機的状況に直面させる結果になることは、否定できません。

このため、私たちとしては、先般の懇談でも申し上げたとおり、就労指導違反のみを理由とする生活保護費停止・廃止処分を行わないことを要請するものです（要請書1(2)②）。

しかしながら、本年1月に実施した貴所との懇談会において、貴所は、就労指導違反を理由とする生活保護停止・廃止処分を一律に行わない運用を確立することは困難である旨返答されました。このような回答は誠に遺憾なものと言わざるを得ません。

私たち調査団は、貴所が万が一、今後就労指導違反のみを理由とする生活保護停止・廃止処分を行う事態に至った場合、自殺という最悪の自体を避けるためにも、保護利用者が不服申立の制度を理解するとともに、直面する困難に対処するために適切な相談・支援機関につながるよう、最低限の情報提供が必要と考えます。

そのような考えから、当調査団において、不服申立制度の説明や、支援・相談機関について記載した文書を作成致しました（別添文書）。

貴所におかれては、万が一就労指導違反を理由とする生活保護停止・廃止処分を行う場合には、せめて、決定書に併せて、本書別紙添付の文書を交付していただくことを要請します。

以上の要請2点につき、改めて懇談の機会をつくっていただきたく要請いたします。

すでに日程のご連絡（6月26日14時から16時まで）を上條市議よりしていただいております。

お忙しいなか恐れ入りますが、ご対応いただけますようお願いいたします。

草々

生活保護を停止・廃止された皆様へ

立川市生活保護廃止自殺事件調査団

就労指導に従わないことを理由に、生活保護の支給を止められた（停止処分）、あるいは打ち切られた（廃止処分）場合であっても、支援・相談機関を利用することや、再申請をするなど、再び生活保護の制度につながる手段があります。決して絶望して自ら命を絶ったりすることのないように、必ず支援・相談機関や福祉事務所に相談をして下さい。

1 不服申立ての手段

生活保護を停止・廃止された場合は、そのことを知った日の翌日から3か月以内であれば東京都知事宛に審査請求をすることができます。また、同じく停止・廃止処分を知った日から6か月以内に東京地方裁判所に取消訴訟を起こすことができます。

2 支援・相談機関

① NPO法人さんきゅうハウス

【連絡先】042-512-7541

② 立川生活と健康を守る会

【連絡先】090-2307-2278（事務局長：早川輝携帯電話）

③ 東京三弁護士会多摩支部生活保護専門相談

【連絡先】042-645-4540

3 生活保護の再申請について

生活保護を廃止された場合であっても、改めて生活保護を申請することが可能です。就労が実現しないなど、生活が成り立つ目途が立たない場合は、福祉事務所への再申請を検討して下さい。

以上

4 モデルケースによる影響

保険税率・税額の改定および新たな減免制度の創設により、年間の保険税額がどのように変わるのか、モデル世帯で試算しました。

【前提条件】

- ・固定資産税額（都市計画税を除く。）を持ち家を想定して10万円としています。

モデル：夫婦・子ども2人（18歳以下）の4人世帯

※夫婦はともに40歳以上、妻に所得なし

営業所得	平成29年度 年間保険税額	平成30年度 年間保険税額 (減免前)	子ども 減免額	平成30年度 保険税額 (減免後)	平成29年度 との差額
100万円	153,700円	165,000円	10,900円	154,100円	+400円
200万円	256,600円	289,200円	17,400円	271,800円	+15,200円
300万円	343,800円	395,600円	21,600円	374,000円	+30,200円
400万円	399,900円	466,600円	21,600円	445,000円	+45,100円

(田原市)平成30年度試算(1)

子育て世代の負担軽減 (国民健康保険税の市独自減免)

事業費 8,728千円 (新規)拡充・継続

■目的

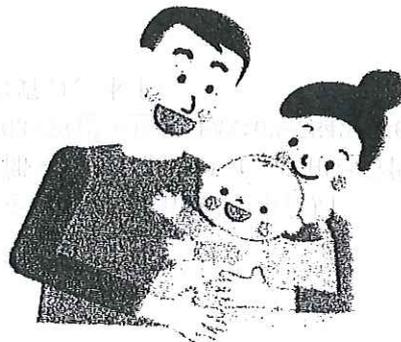
子育て世代の国民健康保険税の負担軽減を図るため、市独自減免を行う。

■事業概要

国民健康保険税算定の際、就学未満児については、均等割を3割減免する。

減免のイメージ

(医療分25,200円＋
後期高齢者支援金分8,400円)
×0.3＝10,080円
未就学児1人につき、1万円程度が
軽減される。



担当課：保険年金課 電話：0531-23-2149
メールアドレス：hokenen@city.tahara.aichi.jp

大府市

子ども（18歳未満）に対する国民健康保険税減免制度の創設について

1 概要

平成30年度の税率・税額改正により、均等割額が改定されることから18歳未満の子どもがいる世帯に対しても影響が発生します。本市として子育て施策を推進する観点から、国民健康保険規則にて定める減免制度を新設することにより、子育て世帯に対する負担緩和を図ります。

2 対象要件

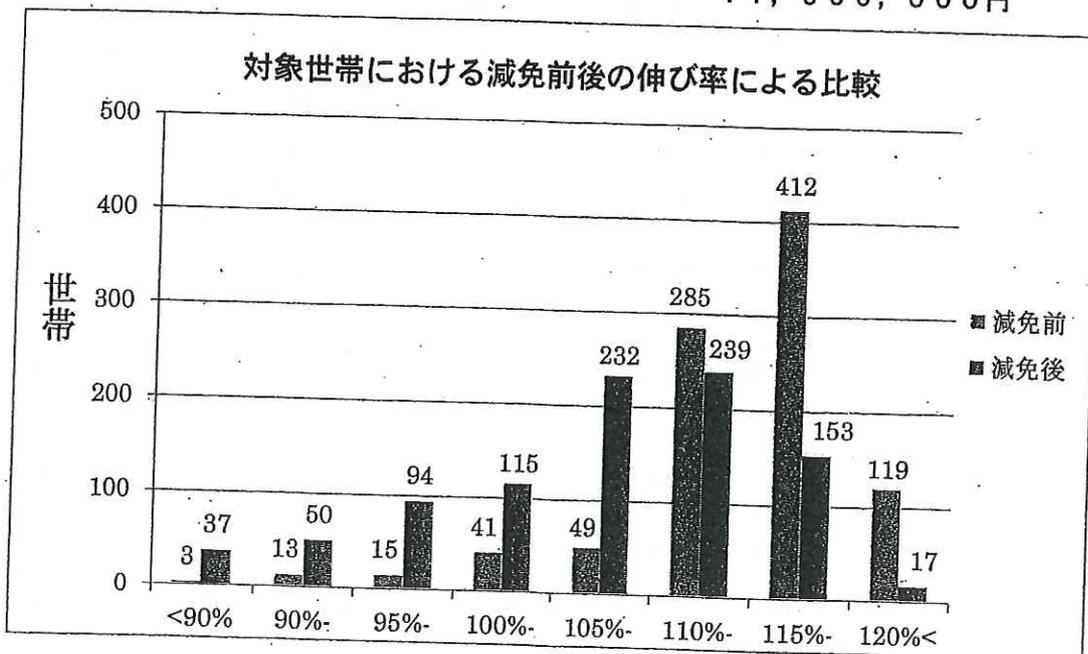
18歳未満の子どもがいる世帯に対して、1人目の子どもに対して、均等割額を2割減額し、2人目以降の子どもに対しては、均等割額を半額とする減免を行います。ただし、軽減がある世帯については、軽減後の金額に減免を行います。

なお、一宮市の同様の減免は毎年度賦課期日（4月1日）現在の子どもの数で判定しているため、年度途中の出生等は当該年度の減免の対象となりませんが、本市の新設減免においては子どもが2人以上いることとなった月からの月割額に応じて減免します。

3 試算結果

新設減免の対象世帯数・対象被保険者数・・・・・・・・937世帯 1,570人
 （本市国保の18歳未満のいる世帯）

減免額・・・・・・・・11,666,000円



⇒減免前後において、伸び率の激変が緩和され、世帯における負担が少なくなっています。

2018年度試算額と2017年度比較

試算条件：4人世帯。年齢と収入は以下の通り

①世帯主40歳代・所得266万円、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税5万円

	2018年度		2017年度		増加額		2018年度		2017年度		増加額
	所得に占める割合	国保料(税)年額	所得に占める割合	国保料(税)年額			所得に占める割合	国保料(税)年額	所得に占める割合	国保料(税)年額	
千代田	17.26	459,231	17.54	466,627	-7,396	町田	14.40	383,083	13.74	365,584	17,499
中央	18.13	482,180	17.81	473,617	8,563	小金井	15.41	409,855	14.90	396,455	13,400
港	18.23	484,976	17.83	474,316	10,660	小平	14.42	383,663	13.61	362,151	21,512
新宿	18.64	495,927	18.16	482,937	12,990	日野	12.97	345,080	12.75	339,080	6,000
文京	18.36	488,471	18.06	480,374	8,097	東村山	15.72	418,135	14.31	380,695	37,440
台東	18.66	496,393	18.23	485,034	11,359	東分寺	13.02	346,207	13.02	346,207	0
墨田	18.59	494,529	18.27	485,966	8,563	国立	13.35	355,195	13.35	355,195	0
江東	18.57	493,830	18.23	484,801	9,029	福生	13.80	366,955	12.92	343,740	23,215
品川	18.52	492,665	18.09	481,306	11,359	狛江	14.09	374,908	12.77	339,676	35,232
目黒	18.33	487,539	17.86	475,015	12,524	東大和	14.72	391,579	14.00	372,395	19,184
大田	18.77	499,189	18.14	482,471	16,718	清瀬	14.43	383,739	13.39	356,191	27,548
世田谷	18.67	496,626	18.21	484,335	12,291	東久留米	15.31	407,285	14.74	392,194	15,091
渋谷	18.42	490,102	17.89	475,947	14,155	武蔵村山	14.66	389,879	12.83	341,270	48,609
中野	18.59	494,587	18.30	486,898	7,689	多摩	13.53	359,994	12.92	343,775	16,219
杉並	18.76	498,956	18.17	483,403	15,553	稲城	13.58	361,299	12.21	324,767	36,532
豊島	18.74	498,490	18.23	485,034	13,456	羽村	14.44	384,150	13.71	364,570	19,580
北	18.37	488,704	18.27	485,966	2,738	あきる野	12.83	341,394	12.62	335,824	5,570
荒川	18.59	494,529	18.34	487,830	6,699	西東京	14.45	384,409	13.80	367,009	17,400
板橋	18.66	496,393	18.34	487,830	8,563	瑞穂町	12.75	339,196	11.97	318,276	20,920
練馬	18.61	494,995	18.23	484,801	10,194	日の出町	13.55	360,402	12.67	336,909	23,493
足立	18.60	494,762	18.21	484,335	10,427	檜原村	11.19	297,760	11.19	297,760	0
葛飾	18.60	494,762	18.16	482,937	11,825	奥多摩町	13.86	368,545	12.60	335,235	33,310
江戸川	18.81	500,255	18.19	483,869	16,386	大島町	13.01	346,050	12.20	324,400	21,650
八王子	14.71	391,370	14.39	382,710	8,660	利島村	10.88	289,528	10.23	272,150	17,378
立川	16.47	438,124	16.02	426,200	11,924	新島村	10.02	266,610	9.83	261,370	5,240
武蔵野	12.97	344,930	12.58	334,540	10,390	神津島村	11.50	306,004	10.76	286,344	19,660
三鷹	13.35	355,000	12.72	338,410	16,590	三宅村	15.49	412,094	12.13	322,600	89,494
青梅	14.20	377,595	13.53	359,780	17,815	御蔵島村	8.60	228,798	8.60	228,798	0
府中	11.77	313,202	11.77	313,202	0	八丈町	12.23	325,215	11.94	317,645	7,570
昭島	15.32	407,515	15.32	407,515	0	青ヶ島村	14.01	372,640	14.01	372,640	0
調布	13.50	359,221	13.50	359,221	0	小笠原村	14.84	394,744	9.77	259,966	134,778

貴協会けんぽの場合、同条件で23万3989円 本人負担

2018年度試算額と2017年度比較(法定2割軽減)

試算条件: 4人世帯。年齢と収入は以下の通り

①世帯主40歳代・給与所得200万円、②妻40歳代・専業主婦、③子ども2人、④固定資産税5万円

	2018年度		2017年度		増加額	2018年度		2017年度		増加額	
	所得に占める割合	国保料(税)年額	所得に占める割合	国保料(税)年額		所得に占める割合	国保料(税)年額	所得に占める割合	国保料(税)年額		
千代田	17.4	347,849	17.7	353,533	-5,684	町田	14.5	289,957	13.9	277,216	12,741
中央	18.3	365,180	17.9	358,543	6,637	小金井	15.5	309,745	15.0	299,025	10,720
港	18.4	367,184	18.0	359,044	8,140	小平	14.5	289,257	13.7	273,289	15,968
新宿	18.8	375,033	18.3	365,223	9,810	日野	13.1	261,320	12.8	256,520	4,800
文京	18.5	369,689	18.2	363,386	6,303	東村山	15.9	317,145	14.4	288,745	28,400
台東	18.8	375,367	18.3	366,726	8,641	国分寺	13.2	263,793	13.2	263,793	0
墨田	18.7	374,031	18.4	367,394	6,637	国立	13.3	266,405	13.3	266,405	0
江東	18.7	373,530	18.3	366,559	6,971	福生	13.9	277,365	13.0	259,860	17,505
品川	18.6	372,695	18.2	364,054	8,641	狛江	14.1	282,932	12.9	257,764	25,168
目黒	18.5	369,021	18.0	359,545	9,476	東大和	14.7	294,581	14.0	280,165	14,416
大田	18.9	377,371	18.2	364,889	12,482	清瀬	14.5	289,861	13.5	270,009	19,852
世田谷	18.8	375,534	18.3	366,225	9,309	東久留米	15.5	309,435	14.9	297,886	11,549
渋谷	18.5	370,858	18.0	360,213	10,645	武蔵村山	14.8	295,161	12.9	258,690	36,471
中野	18.7	373,573	18.4	368,062	5,511	多摩	13.6	272,126	13.0	259,985	12,141
杉並	18.9	377,204	18.3	365,557	11,647	稲城	13.7	273,461	12.2	244,313	29,148
豊島	18.8	376,870	18.3	366,726	10,144	羽村	14.4	288,890	13.7	274,390	14,500
北	18.5	369,856	18.4	367,394	2,462	あきる野	12.9	257,246	12.7	254,316	2,930
荒川	18.7	374,031	18.4	368,730	5,301	西東京	14.5	290,591	13.7	274,271	16,320
板橋	18.8	375,367	18.4	368,730	6,637	瑞穂町	12.8	255,604	12.0	239,644	15,960
練馬	18.7	374,365	18.3	366,559	7,806	日の出町	13.6	272,918	12.7	254,531	18,387
足立	18.7	374,198	18.3	366,225	7,973	檜原村	11.2	224,240	11.2	224,240	0
葛飾	18.7	374,198	18.3	365,223	8,975	奥多摩町	13.9	278,055	12.6	252,765	25,290
江戸川	18.9	378,185	18.3	365,891	12,294	大島町	13.4	267,890	12.6	251,540	16,350
八王子	14.8	295,830	14.5	289,290	6,540	利島村	10.9	218,872	10.6	212,250	6,622
立川	16.5	330,556	16.1	321,560	8,996	新島村	10.2	204,690	10.1	202,230	2,460
武蔵野	13.0	260,230	12.6	252,500	7,730	神津島村	11.9	238,796	11.2	223,456	15,340
三鷹	13.4	268,480	12.8	255,790	12,690	三宅村	15.6	311,866	12.6	251,000	60,866
青梅	14.2	284,325	13.6	271,140	13,185	御蔵島村	9.1	181,142	9.1	181,142	0
府中	11.8	235,934	11.8	235,934	0	八丈町	12.6	251,125	12.3	246,195	4,930
昭島	15.4	307,485	15.4	307,485	0	青ヶ島村	14.8	295,360	14.8	295,360	0
調布	13.6	271,139	13.6	271,139	0	小笠原村	15.2	304,976	10.2	203,834	101,142

貴協会けんぽの場合、同条件で15万4440円 本人負担

2018年度東京子ども国保料(税)

※国保加入者数は2017年度の人数(厚労省「平成29年度国民健康保険実態調査速報値」より東京社保協作成)

※子ども国保料(税)は医療分・後期支援助分の均等割額の合計金額

※子ども国保料(税)軽減自治体

①昭島市…18歳以下の加入者が2人以上いる世帯の場合、18歳以下の方の内2人目の均等割額を半額に、3人目以降は9割軽減
 ②東大和市…多子世帯の負担軽減のため、同一世帯内に18歳以下の加入者が3人以上いる世帯の場合、3人目以降の均等割を無料化

自治体名	2018年度 子ども国保 料(税)	医療分 均等割 額(円)	後期支 援分均 等割額 (円)	0歳から14歳までの国保加入者				0歳から19歳までの国保加入者				全年代の国 保加入者数	0歳から14 歳までの人 口	0歳から19 歳までの人 口
				加入人 数	子ども 占める割 合(%)	同年齢人口に 占める国保加 入率	全額助成の 必要額	加入人数	子ども 占める割 合(%)	同年齢人口に 占める国保加 入率	全額助成の 必要額			
全自治体計				64,499	2.0	4.2	3,026,729,220	376,010	11.8	18.2	17,486,740,900	3,189,106	1,544,180	2,069,270
23区小計				45,491	2.1	4.5	2,317,059,700	257,468	11.7	19.1	13,116,512,200	2,204,248	1,019,110	1,347,689
26市小計				18,371	1.9	3.6	691,711,420	106,527	11.1	15.0	3,990,061,000	958,165	515,089	707,933
町村小計				637	2.4	6.4	17,958,100	12,015	45.0	88.0	380,167,700	26,693	9,981	13,648
千代田区	48,400	37,400	11,000	283	2.6	3.8	13,697,200	1,288	11.8	13.8	62,339,200	10,960	7,396	9,339
中央区	51,000	39,000	12,000	818	2.8	4.4	41,718,000	3,242	10.9	14.7	165,342,000	29,668	18,583	22,112
港区	51,000	39,000	12,000	1,785	3.1	5.9	91,035,000	6,822	11.7	18.6	347,922,000	58,485	30,219	36,583
新宿区	51,000	39,000	12,000	1,776	1.8	6.6	90,576,000	9,422	9.3	26.8	480,522,000	100,997	26,789	35,160
文京区	51,000	39,000	12,000	698	1.6	2.8	35,598,000	4,333	9.7	13.5	220,983,000	44,849	25,099	32,126
台東区	51,000	39,000	12,000	1,105	2.1	6.5	56,355,000	6,294	11.7	28.5	320,994,000	53,726	16,888	22,054
墨田区	51,000	39,000	12,000	1,217	2.0	4.5	62,067,000	7,740	12.4	21.6	394,740,000	62,378	27,089	35,810
江東区	51,000	39,000	12,000	2,325	2.1	3.8	118,575,000	12,956	12.0	16.5	660,756,000	108,240	61,643	78,735
品川区	51,000	39,000	12,000	1,512	1.9	3.6	77,112,000	8,552	10.6	15.9	436,152,000	80,437	42,320	53,717
目黒区	51,000	39,000	12,000	1,388	2.2	4.8	70,788,000	6,382	10.1	17.0	325,482,000	63,051	28,795	37,598
大田区	51,000	39,000	12,000	2,777	1.8	3.6	141,627,000	17,721	11.7	17.0	903,771,000	151,920	77,861	104,295
世田谷区	51,000	39,000	12,000	4,472	2.2	4.3	228,072,000	21,526	10.7	15.6	1,097,826,000	200,768	104,446	137,922
渋谷区	51,000	39,000	12,000	1,431	2.4	6.7	72,981,000	5,531	9.4	20.3	282,081,000	59,129	21,401	27,188
中野区	49,500	38,400	11,100	1,497	1.7	5.4	74,101,500	7,338	8.5	19.8	363,231,000	86,088	27,883	37,034
杉並区	51,000	39,000	12,000	2,338	1.8	4.1	119,238,000	11,761	8.9	15.6	599,811,000	131,834	56,924	75,259
豊島区	51,000	39,000	12,000	1,466	1.8	6.2	74,766,000	7,544	9.1	24.2	384,744,000	82,637	23,538	31,196
北区	51,000	39,000	12,000	1,571	1.8	4.7	80,121,000	8,970	10.4	20.4	457,470,000	85,942	33,368	44,040
荒川区	51,000	39,000	12,000	1,133	2.0	4.9	57,783,000	7,298	13.1	24.3	372,198,000	55,558	23,092	30,078
板橋区	51,000	39,000	12,000	2,550	1.9	4.2	130,050,000	15,418	11.6	19.1	786,318,000	133,052	60,001	80,607
練馬区	51,000	39,000	12,000	3,058	1.9	3.5	155,958,000	20,316	12.7	17.1	1,036,116,000	159,744	86,896	118,576
足立区	51,000	39,000	12,000	4,140	2.3	5.3	211,140,000	27,024	15.3	25.2	1,378,224,000	176,490	78,545	107,076
葛飾区	51,000	39,000	12,000	2,433	2.2	4.7	124,083,000	15,307	13.6	21.7	780,657,000	112,401	52,094	70,603
江戸川区	51,000	39,600	11,400	3,718	2.4	4.2	189,618,000	24,683	15.8	20.5	1,258,833,000	155,894	88,240	120,581

2018年度東京子ども国保料(税)

※国保加入者数は2017年度の数(厚労省「平成29年度国民健康保険実態調査速報値」より東京社保協作成)

※子ども国保料(税)は医療分・後期支援助分の均等割額の合計金額

※子ども国保料(税)軽減自治体

①昭島市…18歳以下の加入者が2人以上いる世帯の場合、18歳以下の方の内2人目の均等割額を半額に、3人目以降は9割軽減
 ②東大和市…多子世帯の負担軽減のため、同一世帯内に18歳以下の加入者が3人以上いる世帯の場合、3人目以降の均等割を無料化

自治体名	2018年度 子ども国保 料(税)	医療分 均等割 額(円)	後期支 援助分 均等割 額 (円)	0歳から14歳までの国保加入者			0歳から19歳までの国保加入者			全年代の国 保加入者数	0歳から14 歳までの人 口	0歳から19 歳までの人 口		
				加入人 数	子ども 占める割 合(%)	同年齢人口に 占める国保加 入率	全額助成の 必要額	加入人数	子ども 占める割 合(%)				同年齢人口に 占める国保加 入率	全額助成の 必要額
全自治体計				64,499	2.0	4.2	3,026,729,220	376,010	11.8	18.2	17,486,740,900	3,189,106	1,544,180	2,069,270
23区小計				45,491	2.1	4.5	2,317,059,700	257,468	11.7	19.1	13,116,512,200	2,204,248	1,019,110	1,347,689
26市小計				18,371	1.9	3.6	691,711,420	106,527	11.1	15.0	3,990,061,000	958,165	515,089	707,933
町村小計				637	2.4	6.4	17,958,100	12,015	45.0	88.0	380,167,700	26,693	9,981	13,648
八王子市	40,000	29,000	11,000	2,535	1.8	3.8	101,400,000	16,960	12.1	17.7	678,400,000	139,723	67,565	96,025
立川市	42,500	31,400	11,100	838	2.0	3.8	35,615,000	5,137	12.3	17.1	218,322,500	41,684	22,122	30,117
武蔵野市	33,200	24,200	9,000	534	1.7	3.2	17,728,800	2,763	8.8	12.6	91,731,600	31,302	16,614	21,915
三鷹市	35,900	25,900	10,000	832	2.0	3.6	29,868,800	4,654	11.3	15.0	167,078,600	41,020	23,124	31,014
青梅市	36,200	26,600	9,600	592	1.7	3.8	21,430,400	4,181	12.1	19.0	151,352,200	34,518	15,458	22,030
府中市	29,760	22,920	6,840	1,172	2.1	3.4	34,878,720	6,405	11.5	13.7	190,612,800	55,548	34,715	46,902
昭島市	39,000	27,500	11,500	497	1.8	3.5	19,383,000	3,642	13.5	19.2	142,038,000	26,956	14,021	18,994
調布市	35,600	26,300	9,300	1,056	2.1	3.7	37,593,600	5,764	11.6	15.1	205,198,400	49,637	28,723	38,294
町田市	40,200	30,000	10,200	1,828	1.9	3.3	73,485,600	12,461	12.6	16.2	500,932,200	98,588	55,231	76,724
小金井市	40,000	26,000	14,000	441	1.8	3.1	17,640,000	3,665	15.0	18.9	146,600,000	24,452	14,218	19,389
小平市	35,100	23,700	11,400	761	1.8	3.1	26,711,100	107	0.3	0.3	3,755,700	41,625	24,445	33,703
日野市	36,000	27,000	9,000	603	1.5	2.5	21,708,000	2,000	5.1	6.2	72,000,000	39,209	23,749	32,361
東村山市	45,400	34,000	11,400	630	1.8	3.4	28,602,000	5,201	14.6	20.4	236,125,400	35,642	18,368	25,454
国分寺市	40,000	28,000	12,000	424	1.7	2.9	16,960,000	2,257	9.0	11.3	90,280,000	25,017	14,580	19,950
国立市	30,000	20,000	10,000	334	2.0	3.9	10,020,000	3,487	20.4	28.6	104,610,000	17,093	8,637	12,185
福生市	36,900	25,000	11,900	382	2.2	6.3	14,095,800	2,363	13.9	27.7	87,194,700	17,054	6,075	8,522
狛江市	36,400	26,000	10,400	361	1.9	3.9	13,140,400	3,517	18.9	28.0	128,018,800	18,612	9,287	12,562
東大和市	36,500	28,000	8,500	419	2.0	3.7	15,293,500	2,872	14.0	18.6	104,828,000	20,522	11,399	15,480
清瀬市	38,000	28,000	10,000	403	2.2	4.3	15,314,000	1,614	8.8	12.5	61,332,000	18,241	9,324	12,886
奥久留米市	45,600	32,900	12,700	562	2.0	4.0	25,627,200	606	2.2	3.1	27,633,600	28,149	14,223	19,817
武蔵村山市	39,900	28,700	11,200	523	2.7	5.1	20,867,700	1,863	9.6	13.3	74,333,700	19,386	10,277	14,000
多摩市	37,000	26,000	11,000	582	1.6	3.3	21,534,000	2,941	8.1	12.5	108,817,000	36,135	17,487	23,579
稲城市	37,000	29,400	7,600	398	2.2	3.0	14,726,000	2,484	13.6	13.8	91,908,000	18,212	13,381	17,950
羽村市	34,700	24,400	10,300	304	2.2	4.3	10,548,800	5,020	36.5	50.1	174,194,000	13,738	7,138	10,026
あきる野市	29,000	20,000	9,000	470	2.2	4.5	13,630,000	4,515	21.5	30.9	130,935,000	21,008	10,540	14,613
西東京市	38,100	31,600	6,500	890	2.0	3.6	33,909,000	48	0.1	0.1	1,828,800	45,084	24,388	33,441

2018年度東京子ども国保料(税)

※国保加入者数は2017年度の数(厚労省「平成29年度国民健康保険実態調査速報値」より東京社保協作成)

※子ども国保料(税)は医療分・後期支援助分の均等割額の合計金額

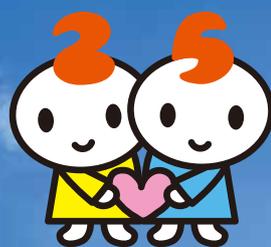
※子ども国保料(税)軽減自治体

①昭島市…18歳以下の加入者が2人以上いる世帯の場合、18歳以下の方の内2人目の均等割額を半額に、3人目以降は9割軽減
 ②東大和市…多子世帯の負担軽減のため、同一世帯内に18歳以下の加入者が3人以上いる世帯の場合、3人目以降の均等割を無料化

自治体名	2018年度 子ども国保 料(税)	医療分 均等割 額(円)	後期支 援分均 等割額 (円)	0歳から14歳までの国保加入者			0歳から19歳までの国保加入者			全年代の国 保加入者数	0歳から14 歳までの人 口	0歳から19 歳までの人 口		
				加入人 数	子ども 占める割 合(%)	同年齢人口に 占める国保加 入率	加入人数	子ども 占める割 合(%)	同年齢人口に 占める国保加 入率				全額助成の 必要額	全額助成の 必要額
全自治体計				64,499	2.0	4.2	3,026,729,220	376,010	11.8	18.2	17,486,740,900	3,189,106	1,544,180	2,069,270
23区小計				45,491	2.1	4.5	2,317,059,700	257,468	11.7	19.1	13,116,512,200	2,204,248	1,019,110	1,347,689
26市小計				18,371	1.9	3.6	691,711,420	106,527	11.1	15.0	3,990,061,000	958,165	515,089	707,933
町村小計				637	2.4	6.4	17,958,100	12,015	45.0	88.0	380,167,700	26,693	9,981	13,648
瑞穂町	31,000	24,000	7,000	244	2.4	6.1	7,564,000	3,905	39.1	67.5	121,055,000	9,996	4,022	5,786
日の出町	38,200	28,200	10,000	112	2.4	4.7	4,278,400	2,438	52.0	79.2	93,131,600	4,692	2,385	3,079
檜原村	27,000	19,000	8,000	11	1.6	8.1	297,000	1,937	274.0	1,008.9	52,299,000	707	135	192
奥多摩町	36,000	26,500	9,500	18	1.2	5.6	648,000	2,338	152.7	491.2	84,168,000	1,531	324	476
大島町	24,700	18,500	6,200	53	1.9	6.2	1,309,100	309	11.0	23.5	7,632,300	2,810	852	1,315
利島村	28,000	16,000	12,000	3	3.3	5.6	84,000	16	17.8	27.1	448,000	90	54	59
新島村	17,000	12,000	5,000	10	1.0	3.3	170,000	136	13.1	34.4	2,312,000	1,039	306	395
神津島村	24,000	18,000	6,000	44	5.0	16.5	1,056,000	165	18.8	46.9	3,960,000	877	266	352
三宅村	44,400	32,600	11,800	11	1.4	5.1	488,400	90	11.1	33.8	3,996,000	811	214	266
御蔵島村	13,000	8,300	4,700	6	5.9	10.9	78,000	23	22.8	39.0	299,000	101	55	59
八丈町	17,100	13,100	4,000	66	2.2	7.2	1,128,600	428	14.5	37.5	7,318,800	2,960	919	1,140
青ヶ島村	33,000	23,000	10,000	1	1.9	5.3	33,000	15	28.3	71.4	495,000	53	19	21
小笠原村	14,200	7,800	6,400	58	5.7	13.5	823,600	215	21.0	42.3	3,053,000	1,026	430	508

憲法改悪許すな

国の責任で社会保障制度の 拡充と財源の確保を!



みんなで
来てね!

第46回

中央社会保障学校

2018年9月6日(木)～8日(土)

ピアザ淡海ホール (滋賀県立県民交流センター)

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-20 TEL 077-527-3315

明日からの運動に役立つ企画がいっぱい。
職場・地域から誘い合って参加しましょう!



写真: (公社)びわこビジターズビューロー

1日目 9月6日(木) 13:30～17:00
(開場 12:30～)

● 学習講演① 13:45～
「窒息死に向かう日本経済
～政策がもたらす呼吸困難～」
浜 矩子氏 (同志社大学大学院教授)

● 学習講演② 15:20～
「憲法改悪許すな
9条、25条いかす政治を
～スウェーデンから学ぶ～」
武内 一氏 (佛教大学教授)

夕食交流会 18:30～20:00
会場: ホテルピアザびわ湖 6F宴会場
※1日目終了後、夕食を兼ねた交流会。
事前申込みと別途参加費(¥5,000)が必要。

2日目 9月7日(金) 9:30～15:00
(開場 9:00～)

シンポジウム
社保協・近畿ブロック企画

- 9:30～12:00
「自治体から学ぶ」(予定)
兵庫県宝塚市 「日本一の学校給食はなぜ可能なのか
～宝塚市給食から自治体行政を考える～」
兵庫県明石市 「子どもを核にしたまちづくり」
- 12:45～14:45
「地域からの反撃を
～すべての地域に社保協を」

3日目 9月8日(土) ※案内別途
地元オプション企画 フィールドワーク

主催 中央社会保障推進協議会 (中央社保協)
滋賀県社会保障推進協議会

共催 中央社保協近畿ブロック

お申込み
お問い合わせは
26

中央社保協
Tel.03(5808)5344 Fax.03(5808)5345
E-mail:K25@shahokyo.jp ※裏面に参加申込書

いかそう! 憲法 **25** 条

第46回 中央社会保障学校 参加申込書

- 「宿泊」は、各自または各団体で確保をお願いします。必要な方には、現地「旅行社」を紹介し、ホテルを斡旋します。(申込書別途)
- 「参加費」は、事前振込です。現金支払いではなく「振込」のみですので、ご協力下さい。振込手数料はご負担願います。
- 「振込票」を事務局までFAX願います。また念のため当日持参願います。
- 参加費入金と申込み内容の変更やキャンセルは、8月27日(月)までに連絡下さい。キャンセルによる返金は、送金手数料をご負担願います。前日・当日のキャンセルは、返金できません。あらかじめ、ご了承下さい。

締切日
8月23日(木)

申込先 FAX **中央社保協**
03-5808-5345
(TEL 03-5808-5344)

【振込先口座】
※入金確認の都合上、**8月27日(月)**までに
願います。

- ① 中央労働金庫 荒川支店 普通：132651
名義 / 中央社会保障推進協議会事務局長 山口一秀
※申込者名をご記入ください。
- ② 郵便振替：00180 - 3 - 155551 名義 / 同上
※通信欄に「社保学校参加費」と明記してください。

代表(兼 連絡先)登録

※個人参加の方、及び同一施設等から複数で参加の場合は「代表者」を決め、下記「空白」項目について記入して下さい。「連絡先」欄は必須項目です。記載情報は、中央社保学校以外の目的には利用致しません。

都道府県名		区分	(新規) (追加) (訂正) (取消)	申込日	2018年 月 日
申込み代表者名	フリガナ				所属(施設・団体名)
連絡先	TEL: ()	-	通信欄		
	FAX: ()	-			
	Email: @				

参加者名簿 参加する項目、及び昼食弁当「注文」には○印を記入して下さい。

参加者氏名	年齢	性別	中央社保学校の参加回数	1日目		2日目/シンポジウム&講演		計
				資料代 ¥2,000	夕食交流 ¥5,000	資料代 ¥2,000	弁当 ¥1,000	
例 フリガナ シャホ タロウ 社保 太郎	30 歳	男	今回で 回目	○	○	○	○	10,000円
1 フリガナ	歳	男 女	今回で 回目					
2 フリガナ	歳	男 女	今回で 回目					
3 フリガナ	歳	男 女	今回で 回目					
4 フリガナ	歳	男 女	今回で 回目					

▶お願い「年齢性別」「参加回数」欄は、統計データとして今後の参考にします。○歳代など、差支えない範囲でご記入下さい。

合計金額

ピアザ淡海ホールへのアクセス

送迎バス(6日のみ)

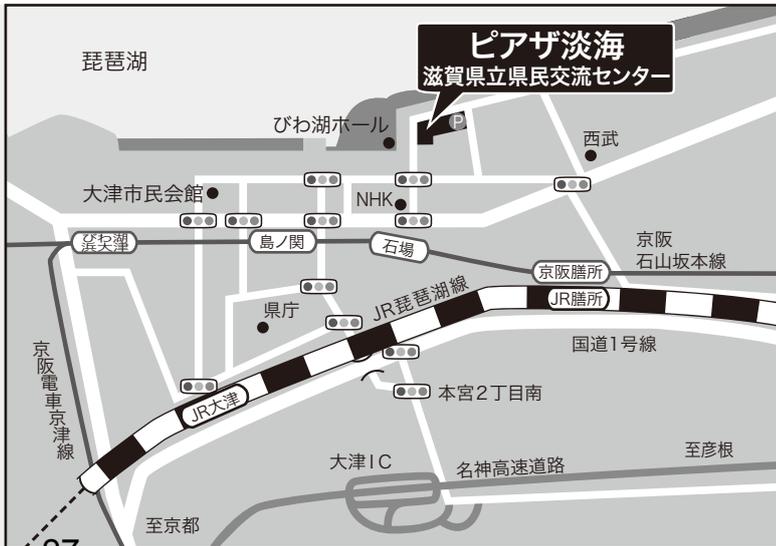
- 大津駅北口改札(びわこ口)から送迎バスあり
200円(現地支払)、11:30~13:30

電車の場合

- 東京方面から 東海道新幹線 京都駅経由 東海道本線大津駅へ
- 神戸 大阪方面から 東海道本線(新快速)で大津駅へ
- 金沢方面から 北陸本線・湖西線(特急)で大津駅へ

近隣からの所要時間

- 大津駅から
JR大津駅から京阪・近江バス
「草津駅西口行」または「石山駅行」
「大津署前」下車 約10分
JR大津駅からタクシー約5分
- JR膳所駅から
徒歩約12分
- 京阪電車石場駅から
徒歩約5分
- 名神大津インターから
約7分



第 46 回中央社会保障学校 宿泊申込書

■ホテル名：ホテルピアザびわ湖 (今回の大会会場内)
〒520-0801 滋賀県大津市におの浜 1-1-20 (ピアザ淡海内)
TEL：077-527-6333

■申込者情報

フリガナ () 申込者代表者氏名 男・女	TEL <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> 携帯 _____
所属先名	をご希望の方は、ご記入下さい。
所属先住所 〒 _____	FAX <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 _____
E-mail _____ @ _____	

■宿泊お申込書

フリガナ 宿泊者氏名	性別	同室者名	ご希望宿泊日にチェック			部屋タイプ
			09/05 (水)	09/06 (木)	09/07 (金)	
	男					シングル ツイン 和室(4名利用)
	女					シングル ツイン 和室(4名利用)
	男					シングル ツイン 和室(4名利用)
	女					シングル ツイン 和室(4名利用)
	男					シングル ツイン 和室(4名利用)
	女					シングル ツイン 和室(4名利用)

■宿泊料金：シングル 9,300 円/1 名様朝食付き税サ込み
 ツイン 9,300 円/1 名様朝食付き税サ込み
 和室 7,600 円/1 名様朝食付き税サ込み・4 名利用に限る。

■上記にご記入の上ファックス又はメールにて送付下さい。

■予約確定とご宿泊代金のお支払い方法

弊社宛に銀行振込でお願いします。

お申込後予約確定次第に予約確認証とご請求書をファックス又はメールにてお送りしますので、所定の期日までにお振り込み下さい。

■宿泊代金の 5% + 消費税を取扱手数料として申し受けます。

■宿泊申込み締め切りは 7 月 31 日ですが、ホテルが満室となり次第に、受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承下さい。

■請求書のご希望送付方法 (○で囲んで下さい) **ファックス** 又は **メール**

■お問い合わせ・申込先
 有限会社 エム・ツーリスト / 第 46 回中央社会保障学校 宿泊受付係宛
 〒616-8247 京都市右京区鳴滝本町 68-2 TEL075-465-5600 FAX075-465-5180

emu-trst@maia.eonet.ne.jp

2018年9月8日(土)

***** ぐるっとびわ湖島めぐり *****

びわ湖にある島に上陸し、びわ湖の水文化や歴史・暮らしを感じていただきます。
 昼食弁当には、びわ湖唯一の有人島「沖島」の地産弁当をご用意。島で獲れた野菜
 や湖魚などを取入れたここでしか味わえない弁当です。また、船内では添乗
 ガイドによる観光案内や「ヨシ笛」の演奏などのアトラクションに、
 白鬚神社の湖上参拝も。びわ湖がさらに好きになる、びわ湖満喫コースです。
 ※当日の天候状況により中止する場合があります。予めご了承ください。



大津港発着コース

◆参加代金 御一人様 **8,700円** (乗船料+弁当代+入島料込)
 募集人数70名様 (最少催行人員・45名様)

行 程						
大津港集合	大津港出発	沖島上陸	沖島出発	多景島(船窓見学)	竹生島上陸	竹生島出発
8:45	9:00	10:15	10:45	11:20	12:00	12:40
===沖の白石(船窓見学)	===白鬚神社(船窓見学)	===大津港着				
13:20	13:50	15:00頃				



乗船する船



<p>《お申込み書》 下記内容に必要な事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください (FAX 075-465-5180)</p> <p>フリガナ 参加者名 _____ 年齢 _____ 性別 _____ 御住所 〒 _____</p> <p>電話番号 () _____ ※出来れば携帯 FAX番号 () _____ メールアドレス _____</p>	<p>《ご旅行ご案内》 この旅行は中央社保学校により企画され、旅行会社に委託する「受注型企画旅行」となります ●左記申込書に必要な事項をご記入いただき、FAXにてお申込みください。 予約回答および請求書をお送りします。所定の月日までにお振込みいただいた時点で申込みの成立となります。 ●取消料について/旅行契約成立後、お客様のご都合により取消される場合は、下記の取消料をいただきます。 ご旅行開始日の7日前～3日前 代金の30% ご旅行開始日の前日 代金の50% ご旅行開始日の当日 代金の100%</p>
---	--

ご旅行・行程内容および申込み方法等につきましてのご質問は、下記までお願いします。
 (有)エム・ツーリスト ☎ 075(465)5600 emu-trst@maia.eonet.ne.jp 担当 村上

中央社保協ニュース

17-15号 発行・2018年6月13日 中央社会保障推進協議会

中央社会学校in滋賀 成功へ要請訪問！

加盟各団体から積極的な意見

6月8日、第46回中央社保学校成功へ滋賀県社保協田村事務局長と共に滋賀県加盟団体訪問、会場、旅行者との打ち合わせを行いました。翌日は「ぐるっとびわ湖めぐり」のメイン会場「竹生島」をめぐるしました。

メイン講師・武内一氏は、滋賀医大卒、民医連医師

朝10時に大津駅に集合、全滋賀教職員組合から滋賀県商連、滋賀県労連、滋賀自治労連、滋賀県保険医協会、滋賀県職員組合、新日本婦人の会滋賀県本部、ぜぜ健康友の会、しが健康友の会、滋賀県医労連、滋賀民医連、滋賀県母親大会連絡会、きょうされん滋賀支部の15団体を訪問・懇談し、社保学校成功への訴えを行いました。訪問先では「日野町の優れた住民の立場にたった町政の紹介を」（滋賀自治労連）、「暮らしを追加して欲しい」（ぜぜ健康友の会）、「研修と位置付けて職員の参加を組織する」（滋賀民医連）『ぐるっとびわ湖めぐり』は魅力。この企画だけ参加でもいい？」（新婦人）、「学習講演の武内一氏は滋賀県医大の卒業生、民医連の耳原総合病院小児科医師経験者であることも紹介して欲しい。医学生も誘いたい」（保険医協会・民医連）など成功へ向けた積極的な意見が出されました。滋賀県名産料理（鮎ずし・近江牛・川魚など）も美味で、宿泊ホテルの窓からは琵琶湖を一望できる快適なところ。



メイン講師・武内一氏

魅力いっぱいの「ぐるっとびわ湖島めぐり」

「ぐるっとびわ湖島めぐり」のメインの竹生島は、パワースポットとして知られる島です。島内には様々ないわれやしかけが至る所にあり楽しませてくれます。船を降りるといきなり現れるのが165段の「祈りの石段」、急な石段に圧倒されながら、登りきると「日本三弁才天」（江の島・宮島と並ぶ）のひとつ大弁才天が現れます。そして圧巻は国宝の「唐門」、秀吉が建てた大阪城極楽橋の一部で、現存唯一の大阪城遺構として注目されています。また、重要文



化財の「舟廊下」は、秀吉の御座船「日本丸」の骨組みを利用し、急斜面にかけられたためその足元は、高い舞台構造となっておりこれも見ごたえがあります。竜神拝所「かわらけなげ」や弁天様の「幸せ願いダルマ」などの願いかけも楽しめます。ぐるっと一周では大津港から「沖島」上陸、そして「竹生島」へ上陸し、多景島、沖の白石、白髪神社を船窓から見学する心地良い船の旅です。

社保学校 2 日目企画「自治体から学ぶ」へ

滋賀県蒲生郡日野町の藤澤直広町長が参加！

自校方式の無償給食実施や住民本位の街づくり施策を語ってもらいます。高齢者のための街づくりでは、東京都日の出町の施策を現地からの報告をいただきます。

日野町は、昭和 30 年に 1 町 6 村が合併し現在の町となりました。めまぐるしい自治体再編成のなか、日野町が日野町として新たな歩み続けることができることは素晴らしいことです。地方自治をめぐる状況は財政問題をはじめとして決して容易なものではありませんが“ひびきあい「日野のたから」を未来につなぐ自治の力で輝くまち”を日野町の将来象と定め、顔の見える関係を大切にして、着実にまちづくりに取り組んでいます。

[日野町ホームページ「ようこそ町長室へ」から]



日野町長 藤澤直広 なほひろ

<当面の日程>

- | | | |
|----|--------|---|
| 6月 | 13日(水) | 10・25行動(仮)実行委員会 |
| | 14日(木) | 社会保障拡充・「4」の日宣伝行動
年金院内集会 |
| | 15日(金) | 社会保障誌編集委員会
東退連 春の学習会
北海道・東北ブロック会議 |
| | 18日(月) | 中国ブロック会議 |
| | 19日(火) | 四国ブロック会議 |
| | 20日(水) | 地域医療運動全国交流集会 |
| | 22日(金) | 北信越ブロック会議 |
| | 23日(土) | 神奈川県社保協総会 |
| | 26日(火) | いのちを守る国民集会実行委員会 |
| | 29日(水) | 第11回代表委員会 |
| 7月 | 4日(水) | 第62回中央社保協総会 |

生存権を脅かす差押を考える ～滞納処分にルールあり～

滞納処分対策全国会議

平成30年7月8日（日）

さいたまシンポジウム

13時30分から17時まで（開場13時）

役所がここまで言うか！ ヤミ金から借りて払え！

～ **さいたま市、サラ金顔負けの暴言回収の実態** ～

「債権回収課にやくざみたいな人がいます」。現在、さいたま市の債権回収課には市民から苦情が殺到しています。「アンタはどこの誰だ、名前を教えろ」「愚民ども」「ヤミ金から借りて払え」など、税を滞納しただけで職員からこんな言葉を浴びせかけられます。「市民一人ひとりがしあわせを実感できる“絆”で結ばれたさいたま市」(さいたま市長の施政方針)は、「市民一人ひとりが税金徴収の厳しさを実感できる“暴言”で結ばれたさいたま市」とすべきでしょう。私たちは、このような市民の生活を脅かし、破壊するさいたま市による「暴言回収」を許しません。ルールのある滞納処分を考えます。税滞納に悩む市民の皆さま、ぜひご参加ください。

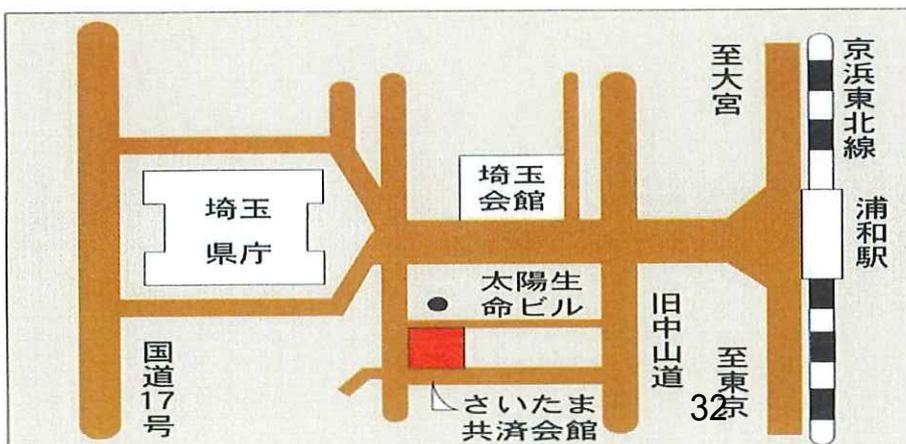
【シンポジウム議事次第】

1. 現地報告 小林哲彦弁護士（小林総合法律事務所）
2. 被害実態報告 荒川常男氏（さいたま市社会保障推進協議会会長）
3. 前橋地裁判決を踏まえた被害救済の実務 吉野晶弁護士（法律事務所コスモス）
4. 質疑応答・会場発言

入場無料・予約不要

★税金滞納無料相談会も同日同時開催します。お気軽にご相談ください！

☆なお、シンポジウム翌日の7月9日（月）には、滞納処分対策全国会議の有志で、清水勇人・さいたま市長あてに、市税回収の改善に関する申し入れを行う予定です。



会場：さいたま共済会館

さいたま市浦和区岸町 7-5-14

JR「浦和」駅西口より徒歩 10分

★問い合わせ先 さとう法律事務所

TEL 022-722-6435

内閣総理大臣 安倍 晋三殿
東京都知事 小池百合子殿

都市計画道路の抜本的見直しを求める署名

(取扱団体)

東京都特定整備路線連絡会 (代表者) 柴田 裕
東京都豊島区池袋本町 3-22-20 090-6482-5064
都市計画道路問題連絡会 (世話人) 長谷川茂雄
東京都杉並区松庵 1-4-5 090-5672-3991

いま、世界では地球環境保全・持続可能な社会の実現をめざしたとりくみが精力的にとりくまれています。一方、東京都においてはこれと逆行する東京大改造計画が推進され、その基盤整備のいっかんとして都市計画道路の建設が遮二無二にすすめられており、沿線各地で住民追いだし、住環境破壊、商店街分断などの深刻な被害がもたらされています。

一方、全国の自治体では、国が2000年に発表した「都市計画運用指針」にもとづく都市計画道路の見直しがとりくまれ、着工済みの路線を廃止した名古屋市をはじめ、すでに2356路線、2645kmの道路が廃止(2016年3月末)されるに至っています。

にもかかわらず、東京都は計画の見直しに背をむけ、廃止路線はわずか2路線にとどめられています。また、小池百合子都知事は都市計画道路について「大胆に見直しをすすめていきたい」(2016年の都知事選挙での市民団体の公開質問状への回答)と表明したにもかかわらず、その約束は反故にされ、逆に道路建設が加速させられているのが現状です。

こうしたもとの、国は「骨太方針 2017」で「都市計画道路の見直しを加速する」ことをうちだし、国土交通省も「都市計画道路の見直しの手引き」を発表、さらなる見直しをすすめています。

現在、東京都では鉄道、地下鉄、バス路線などの公共交通機関が重層的に整備され、道路も網の目のように整備されているなど、不要不急の道路の建設の必要は見当たりません。また、都市計画道路のおおくが戦後直後に計画されたもので4分の3世紀を経た今日、建設に合理性は認められず、くわえて、整備理由としている延焼遮断効果も科学的根拠に乏しく、かつ、莫大な税金が費消されるもので、抜本的な見直しは当然です。

(要 請 事 項)

1. 東京都は都市計画道路の抜本的見直しをおこなうこと
2. 国は不要不急、住民合意のない都市計画道路の事業認可を白紙にもどし、見直しを推進すること。

氏 名	住 所

*この署名は目的以外には使用しません